

朝鮮出身のものと陸海軍軍人軍属（含死亡者）
に対する給与について

一 要旨

もとの陸海軍人軍属（死亡者を含む。以下同じ。）であつた者は
の、その在職中又は未復員中の給与及び未復員中死亡時の被葬料
等につれての給与被葬の適用については、日本人たると朝鮮出身者
たるとを問わず同様に處理することを建議としている。
但し、朝鮮出身者に対する給与について本人又はその遺孀或扶
養しくはその遺族に対して直接支給することができないものにつ
いては、これを供託に替してある。

二 军人軍属及び未復員者に対する給与の被葬被葬は次のとおりである。

(1) 昭和二十二年六月三十日まで

(1) 陸海軍においては
大東亜戦争陸軍給与令（昭和一八・セ二八・勅令第大二四号）

在外者給与規程（昭和三一・五一・勅令大二〇号）

(2) 海軍においては
大東亜戦争海軍給与令（昭和一八・セ二八・勅令第大二四号）

在外者給与規程（昭和一六一・三〇・官房訓令第一二六五号）

(3) 陸海軍共通のものとしては
軍人扶助金（昭和二六・六・勅令第一〇六号）

信人扶助金（大正一七年一〇月命令第二八二号）

慰徳給員死傷病手当支給規則（昭和二七・四一〇・運輸省訓令第二号）

(4) その他

陸海軍工員未帰還政府職員に対しては以上の外別に定められた法規（省略）

(2) 昭和二十二年七月一日より昭和二十八年七月三十一日まで
陸海軍とも未復員者給与法（昭和二二・一・三・法律第一八二号）

(3) 昭和二十八年八月一日より

陸海軍とも未帰還者留守家族等援護法（昭和二八・八・一）
以上につき給与定額の変遷を表示すれば別表のとおりである。

三 給与の実施の概況

(1) 大東亜戦争より昭和二十八年七月三十一日まで

て日本画籍を有する者と同様に行うものであるが、その実施の概況は次のとおりである。

1

守護族又は職役者たる本人の近族であつて、幕職員より別途さ
日本内地に在住していた者に対するは、その本人、舊守護族又
は近族にそれぞれ相場する給与を支拂している。

を「國外居住外國人等に対する債務の弁済のためとする義理の特例に関する政令（昭和三〇年三月二日政令第一一二号）」により東京外債局に供託してゐる。

（四）諸多管の義であつて職務として肩を受けた時に在つては、被指揮の員の属する月の翌月よりその給与を停止されたりであるが、昭和二十七年四月二十八日税金課税監査課による支拂金ととして監査官の者は、同年法律第二九六号により特別事務監査官に準じ同様の適用を受けた。

6

昭和二十八年一月廿六日号により日本の国籍を有したにも
のは原則的に同法の適用外となつたが、同法附則第二十項は
第二十七項により当分の間前項の及び他の者に対して被訴の判
により請求が実施されている。

五 漢書（昭和三十一年八月三十一日）

(2) 無記金額計算の基礎並びに開帳法令等

新規開拓の日記

新規開拓

陸軍 死亡者 一九三〇年八月三日

海軍 死亡者

一九三〇年八月三日

計

一九三〇年八月三日

合計

一九三〇年八月三日

五 参考事項

今日、もとの軍人、軍属であつたもの又はこれらの遺族に歸して
は精神疾患者、職業者、遺族等被認定、慰効波が適用され得る者、原本
圖鑑を有しない者はどれもこの法律の適用から除外され得てゐる。

軍人 奉公 増俸、詰当、

軍属 勤務手当、扶助

雇傭人 手当金

